【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（引受業務に係る最低資本金の額）

**第十七条の七**　法第五十九条の三第二号に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

２　法第五十九条の三第二号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（引受業務に係る最低資本金の額）

**第十七条の七**　法第五十九条の三第二号に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

２　法第五十九条の三第二号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。

（改正前）

（新設）